

## 東京女子医科大学オープンアクセス方針

令和2年12月23日

理事会裁定

### (趣旨)

- 1 東京女子医科大学は(以下「本学」という。), 本学において作成された研究・教育成果を広く学内外に公開することにより, 研究・教育の発展に資すると共に社会に貢献することを目的として, オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (研究・教育成果の公開)

- 2 本学は, 出版社, 学協会, 学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学教職員等の研究・教育成果を, 東京女子医科大学学術リポジトリ **Twinkle** (以下「リポジトリ」という。) によって公開する。ただし, 研究・教育成果の著作権は, 本学には移転しない。

### (適用の例外)

- 3 著作権等やむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合, 本学は当該研究・教育成果を公開しない。

### (適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究・教育成果や, 本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究・教育成果には, 本方針は適用されない。

### (研究・教育成果の提供)

- 5 教職員等は, リポジトリで公開する研究・教育成果について, リポジトリ登録が許諾される適切な版を, できるだけ速やかに本学に提供する。なお成果物の出版者版が本学リポジトリにおいても公開可能である場合, 本学は当該出版者版をリポジトリに登録することができる。リポジトリへの登録, 公開, 利用条件等, 本学リポジトリに関する事項は, 「東京女子医科大学学術リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

### (その他)

- 6 本方針に定めるもののほか, オープンアクセスに関し必要な事項は, 関係者間で協議して定める。